

令和4年度 松前町放課後児童クラブ入所の手引き

松前町役場子育て・健康課 児童福祉係

申請方法

入所を希望される方は、この手引きを必ずお読みのうえ、次の①～⑤を松前町役場子育て・健康課児童福祉係（松前町総合福祉センター2階）に提出してください。

※現在入所中で、引き続き入所を希望される方も申請が必要です。

- ① 放課後児童クラブ入所申請書
- ② 勤務証明書又は医師の診断書等（ご家庭内で65歳未満の親族全員分）
- ③ 情報開示同意書
- ④ 年間保険料（掛金）800円
（申請後に入所を辞退する方は、令和4年3月14日（月）までに申し出てください。）
- ⑤ 放課後児童クラブ保護者負担金減額（免除）申請書*対象の方のみ

入所対象児童

松前町内の小学校に在籍する小学1年生～6年生までの児童で、保護者が児童の下校時から18時頃まで労働や療養等の理由によりご家庭で保育することのできない児童が対象です。（勤務証明書又は医師の診断書等によりご家庭で保育できないことを確認します。）

障がい等のある児童もお預かりできます。必ず事前にご相談ください。

障がい等の状況については、「放課後児童クラブ入会申請書」の「その他」欄になるべく詳しく記入をお願いします。

放課後児童クラブ保護者負担金 詳細は3ページをご確認ください。

入所に関する注意事項

※長期休暇中（春・夏・冬休み）のみのご利用は受付していません。

※定員を超える申請があった場合は、入会選考基準に従い審査し、入所者を決定します。

入所できなかった方は保留とし、定員に余裕ができたときに随時入所のご案内をします。

※申込締切日を過ぎてから入所申請をされた場合は、定員に余裕があれば入所できますが、余裕がない場合は保留となります。

※入所希望児童の保護者に、当該年度以前の放課後児童クラブ保護者負担金の未納がある場合は入会できません。（特別な事情がある場合を除く。）

申込締切日 令和4年2月28日（月）

1. 放課後児童クラブのご利用について

放課後児童クラブとは

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭において支援を受けられない児童に対して必要な支援を行い、適切な遊び及び生活の場を提供して、児童の健全な育成を図るために設置された施設です。

支援内容

放課後児童支援員、支援補助員が文化活動、体育レクリエーション、学習活動、児童の生活指導を行います。

実施場所・定員

名 称	実施場所	定員
松前小学校放課後児童クラブ	松前小学校東専用施設	200人
北伊予小学校放課後児童クラブ	北伊予小学校南専用施設	120人
岡田小学校放課後児童クラブ	岡田小学校北専用施設	160人

実施期間

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

※新1年生は入学式の日まで保護者の送迎が必要です。

また、入学式以後は、児童が一人で帰宅できるようになる(保護者と支援員が相談して判断する)まで、お迎えをお願いします。

月曜日～金曜日 (遠足日も含む)	下校時～18時30分まで (ただし、お迎えが不可能な方は、17時まで)
土曜日・ 繰替休日	8時～18時30分まで (ただし、お迎えが不可能な方は、17時まで)
	※土曜日のご利用は、65歳未満の同居家族全員が、土曜日も勤務等している方に限ります。 ※土曜日に参加希望の方は、勤務証明書で土曜日にご家庭で保育できないことの証明が必要です。
長期休暇期間 (春・夏・冬休み)	8時～18時30分まで (ただし、お迎えが不可能な方は、17時まで)
児童クラブの休み	日曜日、祝日 お盆(8/13～16)、年末年始(12/29～1/3) 地方祭当日 警報発令時等における学校の臨時休校日

※11月中旬～2月中旬までは冬時間のため、お迎えが不可能な方は、16時30分までとなります。

放課後児童クラブ保護者負担金

放課後児童クラブ使用料：児童 1 人当たり月額 4,000 円

傷害保険料（掛金）：児童 1 人当たり年額 800 円（申請書提出時に集金）

夏休み期間中、8 時～13 時及び 13 時～18 時 30 分を通じて利用する場合は、放課後児童クラブ使用料が加算されます。

加算される使用料（7 月：2,000 円、8 月：4,000 円）

※放課後児童クラブ使用料の納付は、必ず口座振替をお願いします。

放課後児童クラブ使用料の減額・免除（申請が必要です。）

・ひとり親家庭

児童 1 人当たり：半額

夏休み期間中の加算される使用料：児童 1 人当たり半額

・同一世帯に 2 人以上の入所児童がいるとき

入所児童 1 人目 使用料：夏休みの加算を含む使用料 全額

2 人目 使用料：〃 半額

3 人目以降 使用料：〃 免除

・生活保護世帯

使用料：免除

※ 減額・免除申請に関する注意事項

① 「放課後児童クラブ保護者負担金減額（免除）申請書」を必ず提出してください。

② 入所後に減額（免除）申請書を提出した場合、提出月の翌月から減額・免除が適用されます。

③ 入所途中で減額（免除）理由から外れた場合は、「放課後児童クラブ保護者負担金減額（免除）理由消滅届」を必ず提出してください。

ご利用の際の注意事項

※児童の送迎につきましては、保護者の責任で行ってください。

※1 日実施（お昼をまたいで預ける場合）では、昼食（飲み物、水又はお茶を含む）とおやつを各自で持参してください。

※放課後児童クラブ使用料は月単位です。利用月の前月末日までに休所届・退所届の提出がない限り、その月の間に利用がない場合でも使用料が発生しますのでご了承ください。

※1 か月以上休所する場合又は退所する場合は、前月末までに子育て・健康課児童福祉係に休所届または退所届を必ず提出してください。

※休所届の受理は、特別な理由がある場合を除き 2 か月までとします。休所が 3 か月以上となる場合は、ご家庭で保育できるとみなし、入所許可を取り消します。

※放課後児童クラブ使用料を 3 月分以上滞納したときは、入所許可を取り消す場合があります。

※入所後に、入所申請書記載事項に変更（住所・連絡先・勤務先等）があった場合は、子育て・健康課児童福祉係に変更届を必ず提出してください。

※放課後児童クラブ使用料の口座振替日は、原則、利用月の翌月の 25 日となります。（4 月利用分→5 月 25 日振替。口座振替日が休日、祝日の場合は翌営業日となります。）

※口座振替日に何らかの理由で振替ができなかった場合、翌月の 10 日に再振替します。

2. 警報等発令時の放課後児童クラブの対応について

警報時（「暴風・大雨・洪水・暴風雪・特別」警報のいずれかが発令された場合）

- ※ 緊急時の児童クラブの対応を「まち comi メール」でお知らせしますので、必ずメール登録をお願いします。
- ※ 警報情報をテレビ、ラジオ、インターネット、電話（気象情報：Tel. 177）等で確認してください。
- ※ 愛媛県防災メール配信登録は、<http://www.pref.ehime.jp/bosai/bosaimail.html> です。

学校 登校 日	<p>● 7時の時点で、松前町に上記の警報が発令され、警報が解除されない場合 学校が臨時休校となりますので、放課後児童クラブはお休みとします。</p>
	<p>● 学校へ登校したあと松前町に上記の警報が発令され、授業を切り上げ集団下校・学年別下校となった場合 通常の下校予定時間（通常の下校予定時間までは、学校側で保護）から 18 時 30 分まで放課後児童クラブを実施しておりますが、安全のため支援員から緊急連絡先に連絡しますので、必ず保護者等のお迎えをお願いします。 ※この場合、通常の下校予定時間は、小学 1 年生の下校予定時間を基準とします。</p>
	<p>● 学校へ登校したあと松前町に上記の警報が発令されたが、途中下校とならなかった場合 学校が状況を判断し、途中下校させないと決定した場合、放課後児童クラブは 18 時 30 分まで実施しておりますが、安全のため支援員から緊急連絡先に連絡しますので、必ず保護者等のお迎えをお願いします。</p>
	<p>● 放課後児童クラブ活動中に松前町に上記の警報が発令された場合 放課後児童クラブは 18 時 30 分まで実施しておりますが、安全のため支援員から緊急連絡先に連絡しますので、必ず保護者等のお迎えをお願いします。</p>
学校 休業 日	<p>● 長期休暇中、繰替休日及び土曜日（8 時～18 時 30 分まで実施）の場合</p> <p>① 7時の時点で、松前町に上記の警報が発令されている場合、放課後児童クラブはお休みとします。</p> <p>② 放課後児童クラブ活動中に松前町に上記の警報が発令された場合、放課後児童クラブは 18 時 30 分まで実施しておりますが、安全のため支援員から緊急連絡先に連絡しますので、必ず保護者等のお迎えをお願いします。</p>

警報時以外の途中下校について

学校がなんらかの事情（例えばインフルエンザの集団感染など）で途中下校すると決定した場合、放課後児童クラブも学校にならい**全員下校**させます。（この場合、学校の指示に従ってください。また、お子さんがいつ帰っても家に入れるよう家の鍵や祖父母・ご近所などへの連絡等、事前に安全面についてのご配慮やご確認をお願いします。）

集団感染について

感染症にかかった放課後児童クラブ在籍のお子さんや学級閉鎖になったクラスに所属しているおさんは、放課後児童クラブを利用できません。

※感染症にかかった放課後児童クラブ在籍のおさんが在籍人数の 2 割に達した場合、その翌日から感染拡大防止のため**閉所**します。（閉所期間は、その都度お知らせします。）

注意）上記の警報等発生時の対応は、基本原則です。状況により変更することもありますので、ご了承ください。

3. 地震発生時の放課後児童クラブの対応について（震度5弱以上の場合）

【放課後児童クラブ活動中に大地震が発生した場合】

- 地震が発生した時点で運営を中止します。
- 児童の安全や被害状況等に応じて、児童クラブ教室内又は小学校内のいずれかで避難待機させます。
- 児童クラブ教室内又は小学校内の避難待機場所に必ずお迎えをお願いします。
- 道路状況などですぐにお迎えに来られない場合は、お迎えの方が来るまで児童をお預かりします。
- 電話がつながらない又はつながりにくい可能性が高いため、原則、支援員から保護者の方へ電話連絡することはありません。

4. 放課後児童クラブの保険

加入保険 ※全員加入となります。

放課後児童クラブで活動中の事故、児童クラブと自宅との経路往復中の事故に対し、次の補償があります。

スポーツ安全保険・・・年間掛金 800 円（1 人当たり）（※1）（※2）

傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
死亡	後遺障害 (最高)	入院(※3) (日額)	通院(※3) (日額)	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
2,000 万 円	3,000 万円	4,000 円	1,500 円		

(※1) 納付された掛金は、入所できなかつた場合を除き返金できません。

(※2) 年度途中で加入した場合も掛金は 800 円です。

(※3) 入院、通院については治療日数 1 日目から補償します。

補償内容（学校管理下を除く）

傷害保険	賠償責任保険	突然死葬祭費用保険
被保険者（補償の対象となる児童）が放課後児童クラブ活動中及び往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院が補償されます。	被保険者が放課後児童クラブ活動中及び往復中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償の対象となります。	被保険者が団体の活動中及び往復中に突然死した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。 ※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とした死亡をいいます。

問合せ先

松前町役場 保健福祉部子育て・健康課 児童福祉係
TEL : 089-985-4114
E-mail : 152jidof@town.masaki.lg.jp